

# 競争評価プロセス及び検証会議（仮）について

総務省情報流通行政局  
放送政策課

令和6年6月7日

# 競争評価プロセス全体のイメージ

放送法の一部を改正する法律(令和6年法律第36号。以下「改正放送法」という。)に基づくと、以下のように、「番組関連情報」に関する競争評価プロセスを実施することが想定される。

※ 図内の条項は、改正放送法に基づく条項。

## NHKにおけるプロセス

- ①業務規程を策定・公表  
(第20条の4第1項)  
経営委員会での議決  
(第29条第1項第1号ヨ)

- ・番組関連情報配信業務を自らの判断と責任において適正に遂行するため、業務規程を定め、総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。
- ・変更しようとするときも同様。
- ・業務規程は、経営委員会の議決事項

- ①実施状況を評価  
(第20条の4第4項)

- ・NHKは、少なくとも3年ごとに、番組関連情報配信業務の実施状況について評価。
- ・その結果を総務大臣に報告。
- ・NHKは、必要があると認めるときは、業務規程を変更しなければならない。

- ②業務規程の届出  
(第20条の4第1項)

- ②評価結果報告  
(第20条の4第4項)

- 変更の勧告(業務規程が法第20条の4第2項各号に適合しない場合等)  
(第20条の4第6項)

- 変更の命令(変更の勧告に、正当な理由なく変更しない場合等)  
(第20条の4第7項)

※上記勧告・命令を行う場合は、電波監理審議会への諮問が必要。  
(第177条第1項第2号)

## 総務省におけるプロセス

NHKから業務規程の届出・評価結果の報告があつたときは、業務規程の内容が第二項第三号に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を聴かなければならぬ。

### 総務省

- ③・④意見聴取  
(第20条の4第5項)

- ④検証結果をNHK予算の大臣意見として諮問  
(第177条第1項第3号)

- ⑤答申

検証会議(仮)  
学識経験者  
利害関係者

電波監理  
審議会

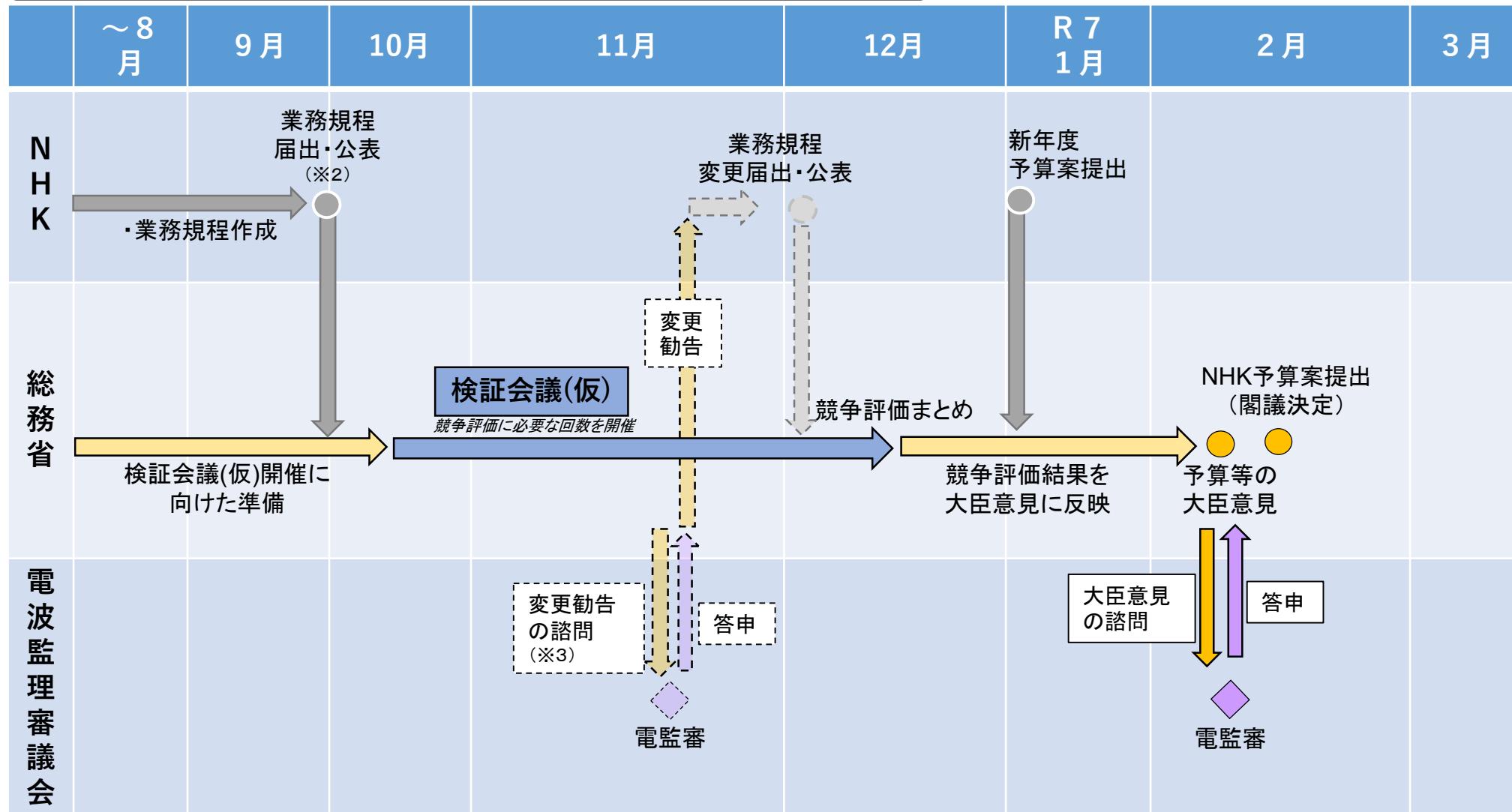
- ⑥NHK予算に意見を付して提出  
(第70条第2項)

国会

# 検証会議（仮）の想定スケジュール

## NHK令和7年度予算に係る検証会議（仮）の想定スケジュール<sup>(※1)</sup>

<sup>(※1)</sup> 令和6年度予算編成スケジュールを参考に作成



<sup>(※2)</sup> 初回の業務規程の届出の期限の日は、改正放送法附則第4条の政令において定める日。

<sup>(※3)</sup> 業務規程が改正放送法第20条の4第2項各号いずれかに適合しないことが明らかであるとき。

## 1 検証会議（仮）の概要

### （1）目的

- 「メディアの多元性」を確保する等の観点から、NHKが実施する番組関連情報配信業務等のインターネット配信業務について、流通経路の確認を含めて公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されているか等を一体的に評価・検証するとともに、改正放送法第20条の4第5項の規定に基づき、業務規程の内容が同条第2項第3号の規定（公正な競争の確保）に適合しているかどうかについて、構成員である学識経験者及び利害関係者からの意見を聴取する。
- その他、必要に応じ、放送関連市場に関する調査などを行う。

### （2）開催時期

- NHKから番組関連情報配信業務に係る業務規程の届出があったとき
- NHKにより同業務の実施状況の評価に係る報告が行われたとき
- その他、必要に応じて開催。

### （3）構成員

- 学識経験者（情報通信法、競争政策、消費者政策等に関する有識者を想定）
- 利害関係者（民間放送事業者、新聞社・通信社を想定）
- NHK（業務規程の説明等のため）

意見聴取の対象

※ 独立性や専門性を確保しつつ、本準備会合からの継続性を考慮し、構成。

### （4）議事の取扱い

- 検証会議（仮）は、原則として公開する。
- 検証会議（仮）で使用した資料は、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。

## 1 検証会議（仮）の概要

### 【準備会合での議論】

- 総務省の検討会議の体制において、専門性もしくは継続性の点も非常に重要。検証会議のメンバーと電監審の委員の先生方との重複は避けたほうがいい。検証会議においても、この準備会合と同様、民放連や新聞協会メディア開発委員会の関係者がオブザーバーではなくて構成員としてしっかり入って発言する機会が持てるようにしていただきたい。(日本民間放送連盟 里構成員 第5回)
- 継続性の観点から、我々関係事業者ということはもちろんだが、有識者についても、この点を踏まえて、お願いたい。(日本新聞協会メディア開発委員会 斎藤構成員 第5回)
- インターネット上で配信するテキスト情報等の競争評価を行うに当たっては、そのサービスが市場動向に与える影響などを検証することも必要。これには、評価を行った時点のシェアや影響だけではなく、マーケットの変化、市場参加者の行動に加え、市場を取り巻く環境の変化を中長期的な時間軸で検証していくことが重要。(落合構成員 第2回)
- 今回の競争評価の実施において、臨時的な評価・検証も可能とするべきかどうか、定期とするかということがある。この点については、法令上の定期評価というのは一定の年限が決まっていてということであるが、これまでの様々な議論の経緯などを鑑みると、放送事業者や新聞等の方々もいろいろ心配をされている中でもあり、柔軟にある程度開催をし得るような形にしておいたほうがより適切な対応ができるのではないか。(落合構成員 第5回)
- 常設会議という形にしておくことによって、問題がある場合に検証ができるような形にしておくことは重要。(落合構成員 第5回)
- いろいろな視点からの競争評価が大切。契約者としての立場からどう見ていくのかという視点を、それぞれの人たちが様々な立場できちんと考えをつくっていかないと混乱してしまうため、この仕組みで何を目的にしているのか、分かりやすい説明をぜひ総務省でしていただきたい。(長田構成員 第5回)

## 2 評価・検証の対象とする業務（スコープ）

○ 検証会議（仮）においては、以下の業務を評価・検証の対象とすることとする。

- ① 改正放送法第20条の4の業務規程に定められる番組関連情報配信業務
- ② (①の評価・検証を目的として)

必須業務に附帯する業務のうち、インターネットを活用するもの

- なお、本準備会合において、番組関連情報配信業務についての競争評価に当たり、視聴者の視聴プロセス（情報の流通経路）を一体的に評価すべきとの意見があったこと及び改正放送法第20条の4第2項第3号の規定（公正な競争の確保）の趣旨を踏まえ、NHKの判断と責任において、視聴者の視聴プロセスの一端を構成する上述のような附帯的な業務についても透明性が確保されるよう、番組関連情報配信業務の範囲が適切であるか事後的に確認できる仕組みや番組関連情報の流通経路の概要等を明らかにするなど、業務規程に適切に記載することが求められる。
- また、総務省においては、①と②の一体的な評価・検証が可能とすべく、NHKから必要な情報が得られるような制度整備・運用に努めることとする。

## 2 検証会議（仮）において評価・検証する対象とする業務（スコープ）

### 【準備会合での議論】

- 競争評価の対象は、どういった情報を流すかだけではなく、その情報がどういった流通経路で流されるかの検討も競争評価の上で重要。流通経路の問題も「競争評価」に含めるべき。（林構成員 第3回）
- NHKの現行の理解増進情報については、今は原則として例えばヤフー等のポータルサイトのようなプラットフォームに配信されてないが、将来どうなるか分からない。今の理解増進情報のようなものが主要ポータルサイトに配信されるとことになると、ユーザーアクセス、いわゆるPVは増加するとも考えられるため、そういう「しみ出す部分」について、今回の放送法改正では番組関連情報の配信ができることとなったが、その情報がどういった流通経路で流れるのかの検討も競争評価の上では重要。もし、プラットフォーム経由で配信される流通経路が一旦確立すると、市場競争への影響は無視できないため、今後この点を含めて競争評価していくべき。（林構成員 第5回）
- 「しみ出す」という表現をした試行的配信の部分も含めて、競争評価・検証の射程は広めに取っておくのが良い。（林構成員 第5回）
- 必ずしも競争評価そのものではないようには思うが、基本的には必須業務の点が主要なコンテンツ配信になるのであろうが、一方で、任意業務についても、国民のほうから見ていった場合に、全体としては1つのプロセスになる。また、どちらかというとそれにおける競争環境としてどうなのかと御懸念をされている民放や新聞等の方々からすると、当然ながら任意業務と言われるところも、法律上の位置づけはさることながら、社会実態的には一連の要素があるような取組になってくるので、こういった一連のプロセスを併せて競争評価において見ていくことが重要。（落合構成員 第5回）
- 競争評価をすり抜ける抜け道に任意業務がなってしまうのは非常によくないが、法律で決まっていることもあるため、法律のことは法律だが、検証会議の役割や、検討の射程は広めに取ることは大賛成。ぜひ広めに取っていただきたい。（堀木構成員 第5回）
- ごく一般的なデジタルメディアについて言及すると、NHKプラスのような自社プラットフォームに視聴者を連れてくるためには、インスタグラム、X、LINEといったソーシャルメディアにある一部分を切り出して誘導するのがごく一般的で、当然NHKは実施されることと思うが、否定するものでもない。（日本民間放送連盟 八田構成員 第5回）
- 「しみ出した」と呼ばれているサードパーティにおける配信は、ぜひ競争評価の枠組みでも議論の俎上に上げていただきたい。（日本民間放送連盟 八田構成員 第5回）
- NHKがこれまで説明してきたとおり、放送とネットは同一ということは、今後の評価プロセスあるいは検証会議の中でも極めて重要な視点。（日本新聞協会メディア開発委員会 斎藤構成員 第5回）

## 3 評価の進め方

（NHKにおける競争評価プロセス）

- NHKは、業務規程の策定に当たり、実施しようとする番組関連情報配信業務等が、「メディアの多元性」の確保等の観点を含め、放送事業者等が実施する配信の事業等との公正な競争が確保されるものかどうか、改正放送法第20条の4第2項第3号の規定を踏まえ、自らの判断と責任において評価・検証を行う。

（検証会議（仮）における競争評価プロセス）

- 検証会議（仮）では、NHKにおける競争評価プロセスで行われた、「競争評価の手順」「その根拠となる情報（エビデンス）」「評価の結果等の妥当性」等について評価・検証した上で、改正放送法第20条の4第2項第3号との適合性に関し、構成員からの意見を取りまとめる。

### 【準備会合での議論】

- 従前の議論からも、基本的にはNHKが一度実施をして、それをさらにレビューしていく形で議論をしてきたと思っている。新たに必ずしも競争評価を行うものではなく、NHKの競争評価の結果の妥当性を検証していく形になるのではないか。（落合構成員 第5回）
- エビデンスに基づくというか、検証可能な形でというか、あるいは、できるだけ定量的に評価できる形で努力していくことが大事。ただ、定量化といっても、なかなかそこは定量的な指標だけで評価することは難しいため、定量的な評価と定性的な評価がハイブリッドでなされて検討されていくことが必要。指標は、NHKで今後検討されていくのだろう。（林構成員 第5回）

## 4 評価・検証の基本的な考え方(公正な競争・「メディアの多元性」)

- 検証会議（仮）では、業務規程の内容等に基づき、以下の観点から評価・検証を行う。
  - ・「競争評価の手順」、「その根拠となる情報（エビデンス）」、「評価の結果等の妥当性」等について評価し、当該配信業務の実施による公正な競争への影響の有無（及び公正な競争の確保に支障が生じると考えられる場合における対応）等を検証する。
  - ・特に当該配信業務が地域メディアを含む「メディアの多元性」（※1）に影響を及ぼしうる場合は、受け手である国民が多様な情報に触れられる状態にあり、また、民主主義において重要な価値を持つジャーナリズムを実践するメディア間の公正な競争が行われる環境を確保する観点から、評価を行う。

（災害関連情報等の公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報を配信する業務については、改正放送法第20条の4第2項第2号の規定を考慮した上で、評価を行う。）

※1 「メディアの多元性」について、公共放送ワーキンググループ（公共放送WG）では、「公共放送と民間放送との併存による二元体制に加え、国民の知る権利を充足するためのメディアとして位置付けられる新聞社・通信社等とも共存・競争する状態を指す言葉」として用いており（公共放送ワーキンググループ取りまとめ（令和5年10月18日））、準備会合では、この考え方を前提として議論を行っている。

- 検証に当たっては、NHKにおいて実施した当該配信業務に関する経済的な観点からの評価（競争法の枠組みを用いた評価など）及び「メディアの多元性」の観点からの評価を踏まえて実施する。その際には、当該配信業務の費用の規模（※2）のほか、当該業務に係る市場の考え方（影響の有無を検討した他の事業者・サービス、想定する主な利用者層等）を考慮する。

※2 費用の規模が大きく変わるのであれば、当該配信業務による市場への影響の程度が変わる可能性があることから、業務規程の評価の指標の一つとして変更届出を通じて競争評価プロセスを義務づける。このため、NHKは、業務規程に競争評価の指標として費用の規模が把握できる程度の内容を記載することが適当である。（費用の透明性の観点では、競争評価とは別にNHK予算の国会承認プロセス等に基づき担保されるものであることを踏まえ、業務規程においては、厳密・詳細な記載を求めない。）  
なお、競争評価のプロセスとNHK予算のプロセスは、それぞれ費用・予算の表示方法やタイミングが異なる点には留意が必要である。

## 4 評価・検証の基本的な考え方(公正な競争・「メディアの多元性」)

### 【準備会合での議論】

- 質の高い情報発信源がNHKだけではなくて民間でもしっかりと確保されている状態になり、メディアの多元性をどう確保していくのか、ということを対象として議論をしていくことが非常に重要ではないか。(落合構成員 第3回)
- 「メディアの多元性」が何を指すかについてについて、民放連及び日本新聞協会に聞いた結果)共通項としてくれそうなところは、やはり取材、制作の体制がしっかりとあるプロであるということと思いました。プロとは何なのか、プロの範囲がどこなのかというと、またここにおられない方もプロなのであるということもあるかもしれません。少し具体化された部分もあるとは思う。(落合構成員 第4回)
- プラットフォーム、実際にはネット空間を含めて考えると、必ずしもメディアの方が発信したのがそのままというわけではなく、プラットフォーマーを通じてということも多くある。メディアの多元性だけではなくて、もう少し高次元な、情報空間の健全性みたいなものは、独禁法による公取の審査というのと、また、プラットフォーマーに対して情報空間の維持の観点でどうするかというのは、また別に議論があるような状況だと思う。(落合構成員 第4回)
- メディア市場の競争評価をする場合には、メディアの多元性を評価するときに特有の考慮は必要で、競争法の枠組みそのままでやっても、うまく機能しないというのはそのとおりだと思うが、教育事業等、メディア以外の分野の競争評価については、依然として競争法上の枠組みというのには有効だと思う。メディア、報道と、それ以外とを分けて、ある種二層建てで競争評価していくことが重要。(林構成員 第4回)
- メディアの多元性確保という目的と併せて、いわゆる競争法の文脈で出てくるような経済的な競争の文脈もあるため、これまでNHKにおいても蓄積があり、しっかりと積み重ねていっていくことも併せて大事。(林構成員 第5回)
- メディアの多元性における競争の保護というのは、結果としての競争の保護ではなく、競い合いそれ自体の保護、すなわち、独立した多数の情報源が競い合うこと自体を保護する。それによって、健全な言論市場が確保されると、広く情報が自由に流通されて、受け手である国民の適正な情報を受ける権利が保障されることがジャーナリズム上の競争だと思う。(林構成員 第4回)
- 1つは、メディアの多元性確保、もう1つは、視聴者あるいはユーザーの、今の言葉を借りれば情報的健康にどれだけ寄与できるのかが大事。例えば、視聴者の、あるいはユーザーのアンケート調査を活用するとかということも考えられる。(林構成員 第5回)
- 視聴者の情報的健康への寄与だけではなく、視聴者、ユーザーの利便性への寄与についてもしっかりと評価の対象にしていただきたい。(林構成員 第5回)
- もともと重要だと思って放送に関して関わっている点としては、やはりローカルメディアの地域情報や情報発信がしっかり増加していく形になること。(落合構成員 第5回)

## 4 評価・検証の基本的な考え方(公正な競争・メディアの多元性)

### 【準備会合での議論】

- 業務規程の記載事項としてどの程度の粒度として記載するのか。あるいは、その点と関わるが透明性をどういった形で確保するのか。すなわち予算書とか決算書にどの程度書くかが論点になってくる。少なくとも業務内容に応じて個別にかかる費用が毎年度出てくるというときに、費用規模が大きく変わってくるのであれば、そのたびごとに競争評価の検証会議のプロセスを義務づけていくことが必要。（林構成員 第5回）
- 評価プロセスにおいて、基本的にはいつでも検証会議を開き得る状況にしておくという中ではある。必須業務のトリガーになる部分、すなわち業務規程の変更が必要になるタイミングをどのように見ていくのかを論点として提示されている中で、幾つか要素がある。従前も費用などについても準備会合の概要で資料にも出ていたが、全体として、費用については、NHK自体に売上げそのものがあるわけではない中で、どのようにこれを評価していくのかは、フレームワークとしてできる限り競争法の話を見ていくこともありつつも、一様に、売上げや、費用だけで見ていくことも難しいかもしれない。一方で、どこにトリガーを引くかは、費用については、NHKがそこに新しい事業をしようと注力している可能性があるということを推測し得る重要な間接事実のようなものとも思います。このため、費用が必ずしも必須の項目ではないようには思われますが、全般として、まだ業務規程の変更がどういう粒度になるのかは今後の議論に委ねられており、これまで特に民放連から心配の声も出ていたということも踏まえると、業務規程や費用を総合的にどういう形で必須のトリガーを設けていくかが重要。（落合構成員 第5回）

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）抜粋 ※放送法の一部を改正する法律(令和6年法律第36号)第2条による  
改正後

(定義)

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～三十 (略)

三十一 「配信」とは、放送番組その他の情報を電気通信回線を通じて一般の利用に供することであつて、放送に該当しないものをいう。

三十二 「番組関連情報」とは、協会が放送する又は放送した放送番組の内容と密接な関連を有する内容の情報であつて、当該放送番組の編集上必要な資料により構成されるもの（当該放送番組を除き、当該放送番組を編集したものを含む。）をいう。

三十三・三十四 (略)

(目的)

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送番組及び番組関連情報の配信並びに放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

## (業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

三 協会が放送する全ての放送番組（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の七に規定する著作権者等その他の配信に係る許諾の権利を有する者から配信の許諾を得ることができなかつたものその他配信をしないことについてやむを得ない理由があるものを除く。次号において同じ。）について、放送と同時に当該放送番組の配信を行うこと。

四 協会が放送した全ての放送番組について、放送の日から総務省令で定める期間が経過するまでの間、当該放送番組の配信を行うこと。

五 協会が放送する又は放送した放送番組の全部又は一部について、第二十条の四第一項に規定する業務規程に定めるところに従い、番組関連情報の配信を行うこと。

六～八 (略)

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 (略)

二 協会が放送した放送番組（放送の日から前項第四号の総務省令で定める期間が経過したものに限る。）の配信を行うこと。

三 協会が放送する又は放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。）を、配信の事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること。

四・五 (略)

六 前項の業務に附帯する業務を行うこと（前各号に掲げるものを除く。）。

七～九 (略)

3～13 (略)

## (必要的配信業務の方法)

第二十条の三 (略)

2～8 (略)

9 協会は、必要的配信業務を行うに当たっては、必要的配信（ラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第六十四条第八項第三号口及び第百二十六条第一項ただし書において同じ。）、多重放送、国際放送又は協会国際衛星放送の放送番組及び当該放送番組の番組関連情報の必要的配信を除く。以下この条及び第六十四条において「特定必要的配信」という。）の受信を開始しようとする者に対して通信端末機器の操作を求める措置その他の特定必要的配信の受信を目的としない者が誤つてその受信を開始することを防止するための措置を講じなければならない。

10 協会は、特定必要的配信の普及を図るため、必要的配信業務に附帯する業務として、特定必要的配信の対象となる放送番組及び番組関連情報の全部又は一部について、第六十四条第八項第一号に規定する受信契約を締結していない者による試行的な受信を可能とするための措置を講ずることができる。この場合においては、同条第一項各号に掲げる者が同項の規定により協会と同条第八項第一号に規定する受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして不適切なものとならないよう、配信の品質の制限その他の総務省令で定める措置を講じなければならない。

11 (略)

## (番組関連情報配信業務の方法)

第二十条の四 協会は、番組関連情報の配信の業務（以下この条において「番組関連情報配信業務」という。）を自らの判断と責任において適正に遂行するため、番組関連情報配信業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を定め、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程の内容は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 当該業務規程に定められた番組関連情報配信業務の種類、内容及び実施方法が、放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望を満たすために必要かつ十分なものであること。
- 二 当該業務規程に従つた番組関連情報配信業務の実施により、公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報が迅速かつ確実に提供されることが確保されるものであること。
- 三 当該業務規程に従つた番組関連情報配信業務の実施により、全国向け又は地方向けに他の放送事業者その他の事業者が実施する配信の事業その他これに関連する事業における公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されるものであること。

3 協会は、番組関連情報配信業務を行うに当たつては、業務規程に定めるところに従わなければならない。

4 協会は、少なくとも三年ごとに、番組関連情報配信業務の実施の状況について第二項各号に掲げる観点から評価を行い、その結果を総務大臣に報告するとともに、その結果に基づき必要があると認めるときは、業務規程を変更しなければならない。

5 総務大臣は、第一項の規定による届出又は前項の規定による報告があつたときは、業務規程の内容が第二項第三号に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を聴かなければならない。

6 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、協会に対し、期限を定めて、業務規程を変更すべき旨の勧告をすることができる。  
一 第一項の規定により届出のあつた業務規程が第二項各号のいずれかに適合しないことが明らかであるとき。  
二 第四項の規定による報告の内容その他の事情に照らし、業務規程が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたことが明らかであるにもかかわらず、協会が業務規程を変更しないとき。

7 総務大臣は、前項の勧告を受けた協会が、正当な理由がなくて業務規程を変更しない場合において、第二項各号に掲げる事項を確保するためやむを得ないときは、協会に対し、期限を定めて、業務規程を変更すべき旨を命ずることができる。

## (経営委員会の権限等)

第二十九条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 次に掲げる事項の議決
  - イ～カ (略)
  - ヨ 第二十条の四第一項に規定する業務規程
  - タ～マ (略)
- 二 (略)
- 2・3 (略)

# 参照条文④

## ○放送法の一部を改正する法律(令和6年法律第36号) 附則 抜粋

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第四条、第五条及び第八条の規定 公布の日
- 二 (略)

### (業務規程の届出に係る経過措置)

第四条 協会は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までに、新法第二十条の四及び第二十九条の規定の例により、新法第二十条の四第一項に規定する業務規程を定め、総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該業務規程の内容が新法第二十条の四第二項第三号に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を聴かなければならない。

3 総務大臣は、第一項の規定により届出のあった業務規程が新法第二十条の四第二項各号のいずれかに適合しないことが明らかであるときは、協会に対し、期限を定めて、当該業務規程を変更すべき旨の勧告をすることができる。

4 総務大臣は、前項の勧告を受けた協会が、正当な理由がなくて当該業務規程を変更しない場合において、新法第二十条の四第二項各号に掲げる事項を確保するためやむを得ないときは、協会に対し、期限を定めて、当該業務規程を変更すべき旨を命ずることができる。

5 総務大臣は、第三項の勧告及び前項の規定による命令については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

6 電波監理審議会は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第九十九条の二に規定するもののほか、前項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。この場合において、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第二十条中「電波法及び放送法」とあるのは、「電波法、放送法及び放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）」とする。

7 第四項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした協会の役員を百万円以下の罰金に処する。

8 第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をしたときは、その違反行為をした協会の役員を二十万円以下の過料に処する。

9 第一項の規定によりされた届出及び公表は、施行日において新法第二十条の四第一項の規定によりされた届出及び公表とみなす。この場合において、当該届出については、同条第五項の規定は適用しない。

10 第三項の勧告又は第四項の規定による命令（それぞれその期限が施行日以後に到来するものに限る。）は、施行日以後は、それぞれ新法第二十条の四第六項の勧告又は同条第七項の規定による命令とみなす。

### (処分等の効力)

第六条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の放送法の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、新法に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。